

# 共生社会の実現に向けて vol.4

## ◆多文化共生社会

多文化共生社会とは、「国籍や民族の異なる人々が、互いに違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていける社会」のことです。

総務省は、地域において多文化共生を推進することの意義として、次の事項をあげています。

### ①外国人住民の受け入れ主体としての地域

外国人の地域社会への受け入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きい。

### ②外国人住民の人権保障

地方公共団体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」などにおける外国人の人権尊重の趣旨に合致する。

### ③地域の活性化

世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会のグローバル化が進み、また、活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながるものである。

### ④住民の異文化理解力の向上

多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることが可能になる。

これらに加え、外国人住民が多文化共生社会の推進に関与することで、外国人住民のニーズをよりの確に捉えられるばかりでなく、今後の地域社会を支える担い手になることが期待されるとしています。

問合先 役場企画課企画調整係（内線213）